

平成元年政令第二十九号

昭和天皇の崩御に伴う国家公務員等の懲戒免除に関する政令  
内閣は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第百十七号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる者（平成元年二月二十四日前に第一号から第十六号までに掲げる者でなくなった者を含む。）のうち、これらの者に係る懲戒を定める法令の規定により、昭和六十四年一月七日前の行為について、平成元年二月二十四日前に減給、過料、過怠金、戒告又は譴責の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその懲戒を免除するものとする。

- 一 国家公務員
- 二 公証人
- 三 弁護士
- 四 司法書士
- 五 土地家屋調査士
- 六 外国法事務弁護士
- 七 公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計士又は計理士
- 八 税理士
- 九 通関士
- 十 社会保険労務士
- 十一 弁理士
- 十二 水先人
- 十三 海事代理士
- 十四 海技従事者
- 十五 水害予防組合の委員又は吏員
- 十六 建築士
- 十七 日本専売公社の職員であつた者
- 十八 日本国有鉄道の職員であつた者
- 十九 日本電信電話公社の職員であつた者

附 則

この政令は、平成元年二月二十四日から施行する。